

令和7年度長崎市ごみ収集車広告掲載募集要項

長崎市が所有する公用車のうち、環境部が管理するごみ収集車（塵芥車）への広告掲載について次のとおり募集します。

1 募集の内容

(1) 募集するごみ収集車

車両の種類	募集台数	平均走行距離	年間稼働日数
ごみ収集車 (塵芥車)	中央環境センター 2台 東部環境センター 2台	約 2,000km/月	約 240 日

※広告を掲載する車両の指定はできません。

※広告を掲載するごみ収集車は、それぞれの区域のごみを収集するために走行し、収集したごみを東・西工場及び三京クリーンランド埋立処分場へ運搬します。ごみの収集区域につきましては、別添「ごみ収集区域図」をご参照ください。

※ごみ収集車はごみ収集運搬作業時以外、中央環境センター車庫、東部環境センター車庫に駐車します。

※上記の平均走行距離、年間稼働日数は目安であり、保証するものではありません。

※車検・買替・修理等により、掲載する車両を変更する場合があります。

(2) 広告のサイズ及び掲載位置

広告のサイズ 車両1台につき2面（1面のサイズ：縦30cm×横40cm）

掲 載 位 置 運転席及び助手席のドア側面

(3) 広告の掲載期間

掲載期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までのうち、希望する期間とします。

なお、掲載期間の初日及び終日が土・日曜日及び年末年始の祝日等、環境センターの閉庁日に当たる場合、掲載開始日は最初の開庁日とし、掲載終了日は最後の開庁日とします。

(4) 広告掲載料

1か月（月の初めから終わりまで）の広告掲載料はごみ収集車1台につき3,300円（税込）とします。

広告掲載期間に1か月未満の端数があるときでも1か月分として計算します。

(5) 広告の募集期間

随時募集します。申込み方法については「4 申込み方法等」をご確認のうえ申込みください。なお、広告掲載許可の決定順としますので、広告の掲載可能なごみ収集車がなくなり次第、募集を停止します。

2 広告の仕様

(1) 広告の材質等

掲載する広告物の素材は、マグネットシートを貼付するものとします。

※マグネットシートは走行する車両から剥がれ落ちないように十分な磁力があるものとしてください。

(2) 広告のデザイン等

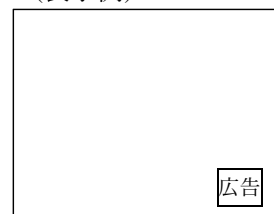
掲載する広告は、長崎市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に定める基準を満たすものとします。

なお、広告の内容及びデザインがごみ収集作業に支障をきたす恐れがあると判断した場合には、掲載をお断りする場合があります。

(3) 「広告」の明示

掲載する広告の中に、白地の背景に黒文字で「広告」と表示してください。
なお、表示のサイズは、縦4cm×横6cm以上としてください。

(表示例)



3 費用負担等

(1) 広告は広告主の責任において作成し、費用は広告主の負担とします。

(2) 広告掲載期間中に広告の損傷が生じた場合は、広告主において原状回復するものとします。

(3) 広告を掲載したごみ収集車が車両故障等により長期間運行が不可能となった場合は、同じ環境センターで稼働する別のごみ収集車に広告を掲載するものとします。

(4) その他広告掲載中に支障が生じたときは、広告主と長崎市が協議の上、解決するものとします。

4 申込み方法等

(1) 申込みに必要な書類は、次のとおりです。なお、申込者が長崎市入札参加資格者名簿の登録業者であるときは、次のオ及びキの書類は提出不要です。

また、継続申込みの場合、申請内容等に変更がなければ、次のイからキまでの書類の提出は不要です。

ア 長崎市ごみ収集車広告掲載申込書（様式1）

イ 広告の原稿（A4サイズ・カラー）

ウ 誓約書（様式2）

エ 会社・団体の場合はその業務活動内容がわかる書類（パンフレット又はホームページに掲載の会社・団体の概要など）

オ 法人登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票抄本）※写し可

カ 役員名簿（様式3）

キ 長崎市税の完納証明書（申請月の前月から遡って3か月以内に発行されたもの）※写し可

なお、長崎市税の完納証明書の交付方法のお問い合わせについては、長崎市役所財務部収納課までご連絡ください。（電話：095-829-1130）

(2) 上記(1)の申込みに必要な書類に必要事項を記入のうえ、広告掲載希望期間の開始日より2週間前までに持参もしくは郵送により次のところに提出してください。

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（13階） 長崎市環境部環境政策課

(3) その他長崎市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）、広告掲載基準及び本募集要項に記載の応募資格を満たしていること。

5 広告主の決定

(1) 審査

長崎市は、申込みを受理したとき、当該申込内容が広告掲載要綱、広告掲載基準及びこの募集要項に定める基準（以下「基準等」という。）を満たすものであるか否かについて審査します。

(2) 広告掲載の許可

長崎市は、前項の審査により当該申込内容が基準等を満たすものであると認めたととき、申込みを受理した順番に広告掲載を許可するものとします。

また、許可後に許可通知書及び広告料の納入通知書を送付しますので、指定する納期限までに一括納入してください。

(3) 広告掲載の開始

掲載を希望する環境センターに広告物を納品していただき、広告料のお支払が確認でき次第、掲載開始となります。

ただし、4月に広告掲載を希望する場合に限り、入金確認前に掲載可能としますが、納入期限までにお支払が確認できないときは、広告掲載の決定を取り消すものとします。

6 広告の内容等の変更

広告主は、すでに広告掲載した広告物について、内容等を変更することができます。変更を希望する場合は、変更を希望する日の2週間前までに「長崎市ごみ収集車広告掲載変更申込書」(様式4)を提出し、あらかじめ長崎市の承認を得るものとします。

7 許可の取り消し

(1) 長崎市は、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載の許可を取り消し、広告掲載を取消すものとします。

ア 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。

イ 広告主が長崎市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。

ウ 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

エ 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。

オ 広告主が書面により掲載取消しを申し出たとき。(様式5)

カ 広告主が広告掲載要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

キ 納入期限までに広告料の納入がないとき。

(2) 上記(1)により広告の掲載を中止した場合でも、長崎市は広告主に対して補償を行いません。また、お支払い済みの広告料も返還いたしません。

8 お問い合わせ先(受付時間 平日の8:45~12:00、13:00~17:30)

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(13階)

長崎市環境部環境政策課

電話:095-829-1156(直通)

Mail:kankyo@city.nagasaki.lg.jp

ごみ収集車写真



(運転席ドア側面)



(助手席ドア側面)

別添「ごみ収集区域図」

